

仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和四十七年仙台市規則第十一号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 一般廃棄物の減量(第九条—第十一条)
- 第三章 一般廃棄物の処理(第十二条・第十三条)
- 第四章 一般廃棄物処理業等(第十四条—第三十三条)
- 第五章 産業廃棄物(第三十四条—第三十八条)
- 第六章 手数料等(第三十九条—第四十三条)
- 第七章 雑則(第四十四条—第四十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)及び仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成五年仙台市条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(一般廃棄物処理計画)

第三条 条例第六条の一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画とする。

(縦覧の期間等)

第三条の二 条例第六条の三第三項に規定する縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、一月二日から一月四日まで及び十二月二十八日から十二月三十一日までの日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

(平一〇、六・追加)

(縦覧の場所)

第三条の三 条例第六条の三第三項の規則で定める場所は、環境局施設部施設課その他市長が必要と認める場所とする。

(平一〇、六・追加)

(縦覧の手続)

第三条の四 生活環境影響調査書及び条例第六条の三第二項に規定する書類(以下「縦覧書類」という。)を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、次の各号に掲げる事項を名簿に記入しなければならない。

一 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 縦覧年月日

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平一〇、六・追加)

(縦覧者の遵守事項)

第三条の五 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 縦覧書類を縦覧の場所から持ち出さないこと

二 縦覧書類を汚損し、又は損傷しないこと

三 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと

四 係員の指示があった場合には、それに従うこと

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(平一〇、六・追加)

(意見書の提出先)

第三条の六 条例第六条の四第二項の規則で定める意見書の提出先は、環境局施設部施設課とする。

(平一〇、六・追加)

(意見書の記載事項)

第三条の七 条例第六条の四第一項に規定する意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 施設の名称

三 生活環境の保全上の見地からの意見

(平一〇、六・追加)

(審議会の会長及び副会長の職務)

第四条 審議会の会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長にともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第五条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(審議会の部会)

第六条 条例第七条第七項に規定する部会に部会長を置き、部会に属する委員(以下「部会員」という。)のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

2 部会長は、部会の事務を統括する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。

4 部会の会議については、前条(第三項)を除く。)の規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第七条 審議会の庶務は、環境局廃棄物事業部廃棄物企画課において行う。

(平八、三・平一五、九・平一八、三・平二三、六・平二九、三・改正)

(審議会の運営事項)

第八条 第四条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第二章 一般廃棄物の減量

(事業用大規模建築物)

第九条 条例第十三条第一項の規則で定める事業用大規模建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第二条第一項に規定する特定建築物

二 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗

(平一二、五・改正)

(事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者の計画書)

第十条 事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者は、条例第十三条第一項の規定により、毎年一月三十一日までに、その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの間における事業用大規模建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、次に掲げる事項を記載した計画書を市長に提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業用大規模建築物等の名称及び所在地

三 事業系一般廃棄物の発生量の見込み及び処理の方法

四 事業系一般廃棄物の減量の方策及び目標

五 事業系一般廃棄物及び再生利用が可能な物の保管場所

六 前各号に掲げるもののほか、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し市長が必要と認める事項

2 前項の計画書を変更したときは、変更の日から十日以内に、変更に係る計画書を市長に提出するものとする。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第十一条 条例第十四条に規定する事業系一般廃棄物管理責任者は、事業用大規模建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の管理について責任を有する者でなければならない。

2 条例第十四条に規定する事業系一般廃棄物管理責任者の届出は、その選任の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業用大規模建築物等の名称及び所在地

三 事業系一般廃棄物管理責任者の氏名、役職名及び選任年月日

四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平一二、三・改正)

第三章 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物の処理の申出)

第十二条 条例第十六条の規定による一般廃棄物の収集、運搬及び処分の申出は、次に定める方法により行うものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。

- 一 一般廃棄物処理計画に基づき定日に収集する一般廃棄物(し尿及び粗大ごみを除く。)の収集、運搬及び処分の申出は、申出書を提出して行うものとする。
- 二 し尿の収集、運搬及び処分の申出のうち、住民票の異動による収集の開始若しくは中止又は人員数の変更に係るものにあつては、住民異動届又は出生届若しくは死亡届の提出をもって申出とみなす。
- 三 前二号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理の申出は、口頭により行うものとする。

2 条例第十六条の規定による指示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 一般廃棄物の分別及び排出の方法に関すること
- 二 一般廃棄物の集積場所に関すること
- 三 その他一般廃棄物の適正な処理の確保のため必要な事項
(平一一、三・平一二、三・改正)

(廃棄物搬入の承認申請)

第十三条 条例第二十条(条例第二十四条第二項で準用する場合を含む。)に規定する承認の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 搬入者の氏名及び車両番号
- 三 搬入する廃棄物の種類及び発生場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第四章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第十四条 法第七条第一項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、同条第六項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者、同条第二項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者又は同条第七項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業の範囲
- 三 事務所及び事業場の名称並びに所在地
- 四 市長又は他の市町村長から一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る市町村名及び許可番号
- 五 事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。)
- 六 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- 七 事業開始予定年月日
- 八 その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が法第八条第一項の許可を受けた施設である場合を除く。)
- 三 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- 四 一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- 五 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 六 申請者の履歴書(申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書)
- 七 法第七条第五項第四号ヌ及びルに規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)で定める使用人を有する場合には、その名簿及び履歴書
- 八 申請者が法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 九 申請者が法人である場合には、直前三年(許可の更新を受けようとする者にあつては、直前年)の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 十 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年(許可の更新を受けようとする者にあつては、直前年)の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 十一 申請者が法人である場合には、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていること並びに個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例(昭和四十年仙台市条例第一号)第二十二條各項の規定により特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税(本市に納付すべきものに限る。以下この号にお

いて「市税」と総称する。)の滞納がないことの証明書(当該法人に係る法人の市民税及び事業所税の申告状況並びに市税の納税状況を市長が確認することについて、当該法人が同意する場合を除く。)

十二 申請者が個人である場合には、個人の市民税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十九条第一項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税(本市に納付すべきものに限る。以下この号において「市税」と総称する。)の滞納がないことの証明書(当該個人に係る市税の納税状況を市長が確認することについて、当該個人が同意する場合を除く。)

十三 その他市長が必要と認める書類

3 許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、前項第二号から第五号までに掲げる書類及び図面の添付を要しないものとする。

(平一五、九・平一七、三・令二、二・改正)

(一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可の申請)

第十五条 法第七条の二第一項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 許可の年月日及び許可番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。)

六 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

七 変更予定年月日

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「許可の更新を受けようとする者」とあるのは「変更の許可を受けようとする者」と、それぞれ読み替えるものとする。

(一般廃棄物処理業に係る変更の届出)

第十六条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から十日以内に、市長に変更届を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事務所及び事業場の名称又は所在地

三 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

四 次に掲げる者

イ 法第七条第五項第四号りに規定する法定代理人

ロ 法第七条第五項第四号ヌに規定する役員及び政令で定める使用人

ハ 法第七条第五項第四号ルに規定する政令で定める使用人

五 前号に掲げるもののほか、第十四条又は前条の許可申請の際に添付した書類及び図面の記載事項

2 前項の変更届には、変更の内容を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。

(平一五、九・令二、二・改正)

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第十七条 市長は、一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理業の許可の更新又は一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付するものとする。

一 許可の年月日及び許可番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 事業の範囲

四 事務所及び事業場の名称並びに所在地

五 許可の期限及び条件

六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前条第一項の規定による変更の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(平一二、三・改正)

(一般廃棄物処理業の許可証の再交付)

第十八条 一般廃棄物処理業者が許可証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに市長に申請書を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、破損又は汚損により許可証の再交付を受けようとする者は、その破損し、又は汚損した許可証を申請書に添付しなければならない。

2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者が、紛失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(一般廃棄物処理業に係る廃止の届出等)

第十九条 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三十日前までに、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可証の返還)

第二十条 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- 一 許可の有効期間が満了したとき
- 二 事業の全部を廃止したとき
- 三 事業の範囲の変更の許可を受けたとき
- 四 許可を取り消されたとき

2 一般廃棄物処理業者は、第十七条第二項又は前条第二項の規定により新たな許可証の交付を受けたときは、従前の許可証を市長に返還しなければならない。

3 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部の停止を命ぜられたときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の申請)

第二十一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第二条第二号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。)を受けようとする者又は省令第二条の三第二号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 取り扱う一般廃棄物の種類
- 三 事務所及び事業場の名称並びに所在地
- 四 再生利用の目的
- 五 事業の用に供する施設の種類及び数量
- 六 再生活用の方法(一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする場合に限る。)
- 七 取引業者(一般廃棄物再生輸送業の指定を受けようとする者にあつては、再生利用のための一般廃棄物の排出者及び当該一般廃棄物の再生活用を行う者、一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする者にあつては、再生利用のための一般廃棄物の排出者及び当該一般廃棄物の収集及び運搬を行う者)の氏名又は名称及び所在地

八 事業開始予定年月日

九 前各号の掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 三 申請者の履歴書(申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書)
- 四 取引業者との取引関係を証する書類
- 五 生活環境の保全上の対策を記載した書類
- 六 平面図、構造図、再生工程図等事業の用に供する施設の概要を明らかにする書類及び図面
- 七 再生活用により生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類(一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする場合に限る。)

八 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
(平一七、三・改正)

(変更の指定の申請)

第二十二条 条例第二十四条の三の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出することにより行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 指定の年月日及び指定番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更に係る施設の種類及び数量
- 六 変更に係る再生活用の方法(一般廃棄物再生活用業者に限る。)
- 七 変更に係る取引業者
- 八 変更予定年月日

2 前条第二項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第四号中「取引業者」とあるのは「変更に係る取引業者」と、同項第六号中

「事業の用に供する施設」とあるのは「変更に係る事業の用に供する施設」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、その内容に変更のない書類及び図面については、添付を要しないものとする。

(平一二、三・改正)

(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の基準)

第二十二條の二 市長は、第二十一條第一項又は前條第一項の規定による申請があった場合には、再生利用されることが確実であると認められる一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者であつて、市長が定める基準に適合していると認めるときは、一般廃棄物再生輸送業の指定又は一般廃棄物再生活用業の指定を行うものとする。

2 市長は、前項の指定を行うときは、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(平一二、三・追加)

(一般廃棄物再生輸送業等に係る変更の届出)

第二十三條 一般廃棄物再生輸送業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生輸送業者」という。)又は一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生活用業者」という。)は、第二十一條に規定する申請書並びに当該申請書に添付した書類及び図面の記載事項に変更があつたとき(当該変更が條例第二十四條の三の変更に係るものであるときを除く。)は、当該変更の日から十日以内に、市長に変更届を提出しなければならない。

2 前項の変更届には、変更の内容を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。

(平一二、三・改正)

(指定証の交付等)

第二十四條 市長は、第二十二條の二第一項の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した指定証を交付するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 指定の年月日及び指定番号

三 取り扱う一般廃棄物の種類

四 再生活用の方法(一般廃棄物再生活用業者に限る。)

五 取引関係

六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前條の規定による変更の届出が指定証の記載事項に関するものであるときは、新たな指定証を交付するものとする。

(平一二、三・改正)

(指定の有効期間)

第二十五條 條例第二十四條の二の規則で定める期間は、二年とする。

(平一二、三・全改)

第二十六條 削除

(平一二、三)

(一般廃棄物再生輸送業等に係る廃止の届出等)

第二十七條 條例第二十四條の四の規定による届出は、書面により行うものとする。

2 市長は、條例第二十四條の四の規定による事業の一部の廃止の届出が指定証の記載事項に係るものであるときは、新たな指定証を交付するものとする。

(平一二、三・改正)

(指定証の再交付)

第二十八條 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者が指定証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに市長に申請書を提出し、指定証の再交付を受けなければならない。この場合において、破損又は汚損により指定証の再交付を受けようとする者は、その破損し、又は汚損した指定証を申請書に添付しなければならない。

2 前項の規定により指定証の再交付を受けた者が、紛失した指定証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(平一二、三・改正)

(指定証の返還)

第二十九條 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

一 指定の有効期限が到来したとき

二 事業の全部を廃止したとき

三 第二十二條の二の規定により取り扱う一般廃棄物の種類の変更の指定を受けたとき

四 指定を取り消されたとき

2 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、第二十四條第二項又は第二十七條第二項の規定により新たな指定証の交付を受けたときは、従前の指定証を市長に返還しなければならない。

3 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部の停止を命ぜられたときは、指定証を一時市長に返還しなければならない。

(平一二、三・平一四、三・改正)

(一般廃棄物処理施設の許可証等の交付)

第三十条 市長は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき又は法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

2 市長は、法第九条の五第一項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

3 市長は、法第九条の六第一項の規定により合併又は分割について認可をしたときは、認可証を交付するものとする。

(平一二、九・追加、平一三、三・改正)

(一般廃棄物処理施設の検査済通知)

第三十条の二 市長は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設の設置者」という。)から省令第四条の四第一項の規定による一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請があった場合において、当該施設が当該許可に係る法第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めるときは、検査済通知書により当該一般廃棄物処理施設の設置者に通知するものとする。

(平一〇、六・改正、平一二、九・旧第三十条繰下)

(変更に係る一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

第三十一条 市長は、一般廃棄物処理施設の設置者からの法第九条第三項の規定による届出が第三十条第一項の許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな当該許可証を交付するものとする。

(平一〇、六・全改、平一二、九・改正)

(一般廃棄物処理施設の許可証の再交付)

第三十二条 一般廃棄物処理施設の設置者が許可証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに市長に申請書を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、破損又は汚損により許可証の再交付を受けようとする者は、その破損し、又は汚損した許可証を申請書に添付しなければならない。

2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者が、紛失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の許可証の返還)

第三十三条 一般廃棄物処理施設の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- 一 一般廃棄物処理施設を廃止したとき
- 二 一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたとき
- 三 許可を取り消されたとき

2 一般廃棄物処理施設の設置者は、第三十一条の規定により新たな許可証の交付を受けたときは、従前の許可証を市長に返還しなければならない。

3 一般廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ぜられたときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(平一〇、六・改正)

第五章 産業廃棄物

(本市が処分する産業廃棄物)

第三十四条 条例第二十四条第一項に規定する産業廃棄物の範囲は、産業廃棄物で一般廃棄物と分別が困難なものその他市長が特別の理由があると認めるものとする。

(産業廃棄物収集運搬業者等への準用)

第三十五条 第十七条第二項、第十八条、第十九条第二項及び第二十条の規定は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。

(指定の有効期間)

第三十五条の二 条例第二十四条の六の規定により準用する条例第二十四条の二の規則で定める期間は、五年とする。

(平一二、三・追加)

(産業廃棄物再生輸送業の指定等への準用)

第三十六条 第二十一条、第二十二条の二及び第二十四条の規定は、省令第九条第二号に規定する指定(以下「産業廃棄物再生輸送業の指定」という。)及び省令第十条の三第二号に規定する指定(以下「産業廃棄物再生活用業の指定」という。)について準用する。この場合において、第二十二条の二中「第二十一条第一項」とあるのは「第三十六条第一項において準用する第二十一条第一項」と、「前条第一項」とあるのは「第三十六条第二項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

2 第二十二条、第二十三条、第二十四条及び第二十七条から第二十九条までの規定は、産業廃棄物再生輸送業の指定を受けた者及び産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者について準用する。この場合において、第二十二条

第一項中「条例第二十四条の三」とあるのは「条例第二十四条の六において準用する条例第二十四条の三」と、第二十四条第一項第三号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第二十七条中「条例第二十四条の四」とあるのは「条例第二十四条の六において準用する条例第二十四条の四」と、第二十九条第一項第三号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(平一二、三・改正)

(産業廃棄物処理施設の検査済通知)

第三十七条 市長は、法第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)から省令第十二条の四第一項の規定による産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請があった場合において、当該施設が当該許可に係る法第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めるときは、検査済通知書により当該産業廃棄物処理施設の設置者に通知するものとする。

(平一〇、六・改正)

(産業廃棄物処理施設等への準用)

第三十八条 第三十条第二項及び第三項の規定は、産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、回条中「法第九条の五第一項」とあるのは「法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項」と、「法第九条の六第一項」とあるのは「法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項」と読み替えるものとする。

2 第三十一条の規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、回条中「法第九条第三項」とあるのは「法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項」と、「第三十条第一項」とあるのは「省令第十二条の五」と読み替えるものとする。

3 第三十二条及び第三十三条の規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。

(平一〇、六・平一二、九・平一五、九・平二六、三・改正)

第六章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料の額)

第三十九条 条例別表第一の一般廃棄物(犬、猫等の死体及びし尿を除く。)の項の規則で定める商品は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号)別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品とする。

2 条例別表第一の一般廃棄物(犬、猫等の死体及びし尿を除く。)の項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(平一二、三・全改、平二〇、九・改正)

(一般廃棄物処理手数料の徴収)

第三十九条の二 条例第二十七条第一項の手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)のうち定日に収集する家庭ごみ及びプラスチック製容器包装に係るものは、条例別表第一の市長が定める袋と引換えに徴収する。

2 一般廃棄物処理手数料のうち定日に収集する粗大ごみに係るものは、粗大ごみ処理手数料納付券(スプリングマットレスに係るものにあつては別記様式第三号、スプリングマットレス以外の粗大ごみに係るものにあつては別記様式第四号)と引換えに徴収する。

3 一般廃棄物処理手数料のうち臨時に収集する一般廃棄物(犬、猫等の死体及びし尿を除く。)に係るものは、収集の際に徴収する。

4 一般廃棄物処理手数料のうち処理施設に自ら搬入する一般廃棄物に係るものは、条例第二十条の承認の際に徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

5 一般廃棄物処理手数料のうち前各項に掲げる手数料以外のものは、納入通知書により徴収する。この場合において、当該手数料は、納入通知書を発行した日から起算して十四日以内に納入しなければならない。

6 一般廃棄物処理手数料のうち定日に収集するし尿に係るものは、四月一日、六月一日、八月一日、十月一日、十二月一日及び二月一日を始期とする各二月間に係る分ごとに徴収する。ただし、月の途中において収集を開始し、又は収集を必要としない事実が判明した場合は、これによらないことができる。

7 一般廃棄物処理手数料のうち月額により定められるし尿に係るものは、収集を開始した日の属する月の分から収集を必要としない事実が判明した日の属する月の分まで徴収する。

8 一般廃棄物処理手数料のうち月額により定められるし尿に係るものは、世帯員数に増員があつた場合にあつてはその事実が生じた日の属する月の分から、世帯員数に減員があつた場合にあつてはその事実が判明した日の属する月の分から、それぞれ当該異動後の世帯員数に基づいて算定される額によるものとする。

(平一二、三・追加、平二〇、九・平二一、三・改正)

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第四十条 条例第二十七条第二項に規定する特別の事由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる保護(以下「生活保護」という。)を受けている者が一般廃棄物(定日に収集する家庭ごみ及びプラスチック製容器包装を除く。)を排出するとき

二 次に掲げる活動(営利を目的としないものに限る。)において収集された一般廃棄物を排出するとき

イ 地域活動

ロ イに掲げるものを除く清掃活動

- 三 剪定された枝を直径三十センチメートル以内かつ長さ八十センチメートル以内に束ねて(一回の収集につき一束に限る。)排出するとき
 - 四 満一歳に満たない者を養育する者が紙おむつを排出するとき
 - 五 本市の介護用品支給事業によって紙おむつ等の支給を受ける者が当該紙おむつ等を排出するとき
 - 六 生活保護を受けている者で介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項の要介護状態区分が要介護四又は要介護五であるものが紙おむつ等を排出するとき
 - 七 本市の在宅重度障害者(児)日常生活用具給付事業によってストマ装具及び紙おむつ等の支給を受ける者(十八歳未満の者にあつてはその保護者)が当該ストマ装具及び紙おむつ等を排出するとき
 - 八 災害その他市長が認めるとき
- 2 前項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする事由を記載した減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
 - 3 市長は、一般廃棄物処理手数料の減免を承認した場合は、申請者に対し減免承認書を交付するものとする。ただし、前項ただし書の場合については、この限りでない。

(平二〇、九・令二、三・改正)

(産業廃棄物処分費用の徴収)

第四十一条 産業廃棄物処分費用は、条例第二十四条第二項において読み替えて準用する条例第二十条の承認の際に徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平二〇、九・改正)

(産業廃棄物処分費用の減免)

第四十二条 条例第二十八条第二項の規定により産業廃棄物処分費用の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする事由を記載した減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、産業廃棄物処分費用の減免を承認した場合は、申請者に対し減免承認書を交付するものとする。ただし、前項ただし書の場合については、この限りでない。

(平二〇、九・全改)

第四十三条 削除

(平一二、三)

第七章 雑則

(報告)

第四十四条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、毎月末までに、その前月中における一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を、市長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 許可番号

三 運搬した場合には、運搬先ごとの運搬量

四 処分した場合には、処分方法ごとの処分量

五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、又は変更した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を、市長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業場の所在地

三 特別管理産業廃棄物の種類

四 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名、職名及び資格

五 特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、又は変更する必要がある事由及び当該事由が発生した年月日

3 法第十二条第八項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を、市長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業場の所在地

三 産業廃棄物処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量

4 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を、市長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 許可の種類、許可の年月日及び許可番号
 - 三 運搬した場合には、委託者ごとの氏名又は名称、所在地及び受託量並びに運搬先の事業場ごとの名称、所在地及び運搬量
 - 四 産業廃棄物の処理施設において処分した場合には、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を排出する事業場の所在する都道府県、処分場所並びに処分方法ごとの処分量
 - 五 前号の規定による処分により生じた産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの排出量(他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量を含む。)
- 5 一般廃棄物再生輸送業の指定、一般廃棄物再生活用業の指定、産業廃棄物再生輸送業の指定又は産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を、市長に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 指定の種類、指定の年月日及び指定番号
 - 三 委託者の氏名又は名称及び委託者ごとの受託量
 - 四 運搬した場合には、運搬先ごとの運搬量並びに当該廃棄物を引き渡した者の氏名又は名称及び引渡し量
 - 五 処分した場合には、処分場所及び処分方法ごとの処分量及び当該処分により生じた廃棄物の量
 - 六 処分により生じた廃棄物の処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
- (平一二、九・全改、平一四、三・平一八、三・平二〇、九・平二六、三・改正)

(身分証明書)

第四十五条 条例第三十一条第二項に規定する証明書は、別記様式第一号による。

(環境事業指導員)

第四十六条 次に掲げる職務を行わせるため、本市に環境事業指導員を置く。

- 一 廃棄物の減量及び適正処理に関する思想の普及
- 二 収集運搬作業計画の実施の指導
- 三 一般廃棄物処理計画に基づき本市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者及び一般廃棄物収集運搬業者の行う収集運搬作業の指導
- 四 廃棄物を搬出する際の容器の適正な取扱い及び廃棄物集積場所の清潔保持の指導
- 五 市民からの苦情の処理、廃棄物の不法投棄の防止その他生活環境の清潔保持に必要な事項

第四十七条 環境事業指導員は、職員のうちから市長が任命する。

2 環境事業指導員は、その職務を行うに当たり常時身分証明書(別記様式第二号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(実施細目)

第四十八条 この規則の実施細目は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(以下「旧規則」という。)第十九条第一項の規定により産業廃棄物再生利用業の指定を受けている者は、この規則の施行の日において、改正後の仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「新規則」という。)第三十六条第一項の規定により産業廃棄物再生輸送業の指定又は産業廃棄物再生活用業の指定を受けている者とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第三十二条第一項の規定により清掃指導員に任命されている者は、この規則の施行の日において、新規則第四十七条第一項の規定により環境事業指導員に任命されている者とみなす。

4 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた手続きその他の行為は、新規則の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則(平八、三・改正)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平一〇、六・改正)

この規則は、平成十年六月十七日から施行する。

附 則(平一一、三・改正)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平一二、三・改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項第一号の改正規定、第三十九条の改正規定、第三十九条の次に一条を加える改正規定、附則の次に別表を加える改正規定及び様式第二号の次に二様式を加える改正規定は、平成十三年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第三十九条の二第一項から第三項までの規定(定日に収集される粗大ごみに係るものに限る。)は、平成十三年四月一日以後において収集する粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に収集する粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料についてはなお従前の例による。

附 則(平一二、五・改正)

この規則は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則(平一二、九・改正)

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則(平一三、三・改正)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平一四、三・改正)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第二項の改正規定及び第四十四条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平一五、九・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第七条及び第十六条第一項第五号の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十五年十月一日前に収集の申込みがあり、かつ、同日以後に収集する粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平一七、三・改正)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二項第五号及び第二十一条の改正規定は、同年三月七日から施行する。

附 則(平一七、五・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十七年六月一日前に収集の申込みがあり、かつ、同日以後に収集する粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平一八、三・改正)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平一九、四・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平二〇、九・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平二一、三・改正)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三十九条の二第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平二三、六・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平二六、三・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第四十四条第四項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に行われた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に係る報告については、改正前の第四十四条第五項に規定する報告書により行うことができる。

附 則(平二九、三・改正)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平三一、三・改正)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令二、二・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令二、三・改正)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表(第三十九条関係)

(平一二、三・追加、平一二、九・平一四、三・平一五、九・平一七、五・平二〇、九・平二一、三・改正)

種類	品目	手数料の額(円)
電気・ガス・石油器具類	オーディオ機器	四〇〇
	オーディオ機器セット(一組。ミニコンポを除く。)	一、二〇〇
	加湿器	四〇〇
	ガステーブル	四〇〇
	カラオケ演奏装置	一、二〇〇
	換気扇	四〇〇
	空気清浄機	四〇〇
	こたつ(家具調のもの)	八〇〇
	こたつ(家具調以外のもの)	四〇〇
	照明器具	四〇〇
	除湿器	四〇〇
	食器乾燥機	四〇〇
	食器洗浄機	八〇〇
	炊飯器	四〇〇
	ストーブ(ファンヒーターを除く。)	四〇〇
	ズボンプレスサー	四〇〇
	扇風機	四〇〇
	掃除機	四〇〇
	電気カーペット(六畳以下のもの)	四〇〇
	電気カーペット(六畳を超えるもの)	八〇〇
	電気ポット	四〇〇
	電子レンジ	八〇〇
	日本語ワードプロセッサ	四〇〇
	パーソナルコンピュータ用プリンター	四〇〇
	ビデオテープレコーダー	四〇〇
	ファクシミリ	四〇〇
	ファンヒーター(FF式のもの)	八〇〇
	ファンヒーター(FF式以外のもの)	四〇〇
	布団乾燥機	四〇〇
	風呂がま	八〇〇
	ホットプレート	四〇〇
	マッサージ器(いす型)	一、二〇〇
	ミシン(卓上型のもの)	四〇〇
	ミシン(卓上型以外のもの)	八〇〇
ミニコンポ	四〇〇	
湯沸かし器	四〇〇	
家具・寝具類	アコーディオンカーテン	四〇〇
	いす(ソファを除く。)	四〇〇
	ウッドカーペット(六畳以下のもの)	八〇〇
	ウッドカーペット(六畳を超えるもの)	一、二〇〇
	オーディオラック	八〇〇
	カラーボックス	四〇〇
	キッチンラック	八〇〇
	鏡台	八〇〇

	げた箱(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m未満)	八〇〇
	げた箱(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m以上)	一、二〇〇
	小型棚(高さ、幅及び奥行の合計が一・五m未満)	四〇〇
	サイドボード(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m未満)	八〇〇
	サイドボード(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m以上)	一、六〇〇
	収納箱	四〇〇
	じゅうたん(六畳以下のもの)	四〇〇
	じゅうたん(六畳を超えるもの)	八〇〇
	食器棚(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m未満)	八〇〇
	食器棚(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m以上)	一、六〇〇
	洗面化粧台	一、二〇〇
	ソファ(一人用)	八〇〇
	ソファ(二人以上用)	一、二〇〇
	たたみ	四〇〇
	建具	四〇〇
	たんす(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m未満)	八〇〇
	たんす(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m以上)	一、六〇〇
	調理台	八〇〇
	机(両袖のもの)	一、六〇〇
	机(両袖以外のもの)	一、二〇〇
	テーブル(面の対角線又は直径が一・五m未満)	四〇〇
	テーブル(面の対角線又は直径が一・五m以上)	一、二〇〇
	テレビ台(高さ、幅及び奥行の合計が一・五m未満)	四〇〇
	テレビ台(高さ、幅及び奥行の合計が一・五m以上)	八〇〇
	電話台	四〇〇
	パイプハンガー	四〇〇
	布団(三枚まで。スプリングマットレス以外のもの)	四〇〇
	ブラインド	四〇〇
	ベッド(介護用)	一、六〇〇
	ベッド(ベビー用)	四〇〇
	ベッド(ダブルベッド。スプリングマットレスを除く。)	一、六〇〇
	ベッド(介護用、ベビー用及びダブルベッド以外のもの。スプリングマットレスを除く。)	一、二〇〇
	本棚(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m未満)	八〇〇
	本棚(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m以上)	一、二〇〇
	ロッカー(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m未満)	八〇〇
	ロッカー(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m以上)	一、六〇〇
	ワゴン	四〇〇
趣味用品	オルガン	一、六〇〇
	ギター	四〇〇
	キーボード(演奏用)	四〇〇
	健康器具	八〇〇
	ゴルフ用具(一式)	四〇〇
	スキーキャリア	四〇〇
	スキー用具(一式)	四〇〇
	卓球台	一、六〇〇
その他	アンテナ	四〇〇

乳母車	四〇〇
傘立て	四〇〇
脚立	四〇〇
クーラーボックス	四〇〇
車いす(電動式のもの)	八〇〇
車いす(電動式以外のもの)	四〇〇
原動機付自転車	一、六〇〇
小型耐火金庫(高さ、幅及び奥行の合計が一・五m未満)	一、六〇〇
子供用遊具(室内用ぶらんこ又は室内用すべり台)	八〇〇
子供用遊具(室内用ぶらんこ及び室内用すべり台以外のもの)	四〇〇
米びつ	四〇〇
三輪車(電動式のもの)	八〇〇
三輪車(電動式以外のもの)	四〇〇
自転車	四〇〇
芝刈機	四〇〇
水槽(高さ、幅及び奥行の合計が一・五m未満)	四〇〇
水槽(高さ、幅及び奥行の合計が一・五m以上)	八〇〇
スーツケース	四〇〇
チャイルドシート	四〇〇
流し台	一、二〇〇
仏壇(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m未満)	八〇〇
仏壇(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m以上)	一、六〇〇
ペット小屋(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m未満)	四〇〇
ペット小屋(高さ、幅及び奥行の合計が二・五m以上)	八〇〇
物置	一、六〇〇
物干竿	四〇〇
物干台	四〇〇
浴槽	一、二〇〇
その他のもの(高さ、幅及び奥行の合計が一・五m未満)	四〇〇
その他のもの(高さ、幅及び奥行の合計が一・五m以上)	八〇〇

[別記様式第1号\(第45条関係\)](#)

(平19、4・平31、3・改正)

別記様式第1号(第45条関係)

表	第 号	40mm	30mm 写 真 貼 付	55mm
	仙台市廃棄物の減量及び適正 処理等に関する条例第三十一 条第二項の規定による証明書 所属：仙台市環境局			
	氏名：			
	年 月 日			
	仙 台 市 長 印		市長印	
	----- 85mm -----			
裏	この証明書を携帯する者は、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する 条例により立入調査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりで ある。			55mm
	<仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例>			
	第三十一条 市長は、法第十九条第一項に規定するもののほか、この条例の 施行に必要な限度において、職員に、事業者その他必要と認める者の土地 又は建物に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。			
	2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯 し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。			
	----- 85mm -----			

様式第2号(第47条関係)

(平19、4・平31、3・改正)

様式第2号(第47条関係)

表	第 号	40mm	30mm	55mm	
	環 境 事 業 指 導 員 証				
	所 属 : 仙 台 市 環 境 局		写 真 貼 付		
	氏 名 :				
	年 月 日				
	仙 台 市 長 印		市 長 印		
	----- 85mm -----				
裏	この証明書を携帯する者は、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第四十六条に規定する次の職務を行うものである。				55mm
	1 廃棄物の減量及び適正処理に関する思想の普及				
	2 収集運搬作業計画の実施の指導				
	3 一般廃棄物処理計画に基づき本市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者及び一般廃棄物収集運搬業者の行う収集運搬作業の指導				
	4 廃棄物を搬出する際の容器の適正な取扱い及び廃棄物集積場所の清潔保持の指導				
	5 市民からの苦情の処理、廃棄物の不法投棄の防止その他生活環境の清潔保持に必要な事項				
	----- 85mm -----				

様式第3号(第39条の2関係)

(平12、3・追加)

様式第3号(第39条の2関係)

粗大ごみ処理手数料納付券	
3,000円券	No. 氏名又は受付番号記入欄
○氏名又は受付番号を記入してください。 ○この券を粗大ごみの見やすい位置に貼ってください。 この券は、一度貼ると貼り直せません。ご注意ください。 ○この券を破損したり、紛失したりしても再発行できません。	
仙 台 市	

120 mm

80 mm

様式第4号(第39条の2関係)

(平12、3・追加)

様式第4号(第39条の2関係)

粗大ごみ処理手数料納付券	
No.	
氏名又は受付番号記入欄	
400 円券	<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 60px;"></div>
<p>○氏名又は受付番号を記入してください。</p> <p>○この券を粗大ごみの見やすい位置に貼ってください。 この券は、一度貼ると貼り直せません。ご注意ください。</p> <p>○この券を破損したり、紛失したりしても再発行できません。</p>	
仙 台 市	

120 mm

80 mm